

川俣町賃貸空き家改修等支援金交付要綱

令和4年8月1日

告示第73号

改正 令和4年11月15日告示第104号

令和5年2月1日告示第5号

(趣旨)

第1条 川俣町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び川俣町移住・定住促進中期戦略に基づき、町は、本町の課題解決に必要な人材等の獲得にあたり、移住者及び二地域居住者（以下、「移住者等」という。）の住居を確保するとともに、空き家を解消し魅力ある景観の形成に寄与するため、定住することを目的として空き家を賃借し、改修と片付けのどちらか一方または両方（以下、「改修等」という。）をする移住者等に対し、川俣町補助金等の交付に関する規則（昭和49年川俣町規則第11号。以下、「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で、その経費の一部または全部を支援する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家

川俣町空き家等バンク実施要綱（平成30年川俣町告示第90号）により川俣町が運用する「川俣町空き家等バンク」に登録されている物件をいう。

(2) 賃貸空き家改修等支援金

第5条で規定する要件を満たす者に対し、交付する支援金をいう。

(3) 移住

自らの意思で、本町外から住民票の異動を伴い本町に転入し、賃貸空き家改修等支援金の交付申請の日から2年以上継続して居住し、主たる生活拠点を本町に構えることをいう。

(4) 二地域居住

本町外に主たる生活拠点を構え、本町へ住民票の異動を行わずに一定期間（1年のうち通算して1か月以上）を本町で生活することをいう。

(5) 改修

空き家の内外装を対象とした一般的な改修・リフォーム（増築、改築を除く）を行い、戸建住宅（住宅の用に供する部分の床面積が建築物の延べ面積の2分の1以上の併用住宅を含む。以下同じ。）とするもの。

(6) 片付け

空き家の残置物の撤去、運搬、処分及び居室の清掃等をいう。

(7) 親族

3親等内の血族または姻族をいう。

（対象経費）

第3条 賃貸空き家改修等支援金の対象となり得る経費は、空き家の賃借人が、賃貸空き家改修等支援金の交付申請の日から2年以上継続して居住することを目的として賃借した空き家（自らの親族が所有する空き家を賃借した場合を除く。）を、次の各号を満たす建設業者へ請け負わせて改修する工事（以下、「対象工事」という。）に要する経費と、事業者へ請け負わせて行う空き家の片付けに要する経費とする。ただし、国または地方公共団体の他の補助金の交付を受ける場合は、当該補助金に係る経費を除くものとする。

(1) 対象工事の内容に応じた建設業許可を取得していること。

(2) 本町に本社、支店または営業所があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、賃貸空き家改修等支援金の対象としないものとする。

(1) 空き家の改修に直接関係のない外構工事等、空き家へのアプローチ部及び周辺部以外の庭木の剪定・除草等に要する経費

(2) 空き家取得後に新たに持ち込まれた物品の処分

(3) 家電リサイクル対象品（エアコン・テレビ・冷蔵庫等）の処分

(4) 空き家の存する市町村が無料で収集を行うごみ（粗大ごみを含む。）及び資源物の処分

(5) 移動可能な家具や家電その他備品類等のクリーニングや、改修後に行う清掃

(6) 住宅の用に供する部分以外に係る改修等（併用住宅の場合）に要する経費

(7) その他町長が賃貸空き家改修等支援金の対象として不適当と認めた経費

(交付金額)

第4条 次条で規定する要件を満たす者に対し、対象工事と片付けのどちらか一方または両方（以下、「対象工事等」という。）に要する経費として、最大100万円を限度に交付することとする。ただし、片付け費用のみを空き家改修等支援金の対象とする場合は、50万円を限度に交付することとする。なお、実費精算とする。

(対象者の要件)

第5条 賃貸空き家改修等支援金の認定申請を行おうとする者（以下「認定申請者」という。）の内、空き家の賃借人が、認定申請時において満たすべき要件は以下のとおりとする。

(1) 対象者に関する要件

次に掲げるア、イ及びオの要件を満たし、かつ、移住者等として認定申請を行う場合はウ及びエの要件を満たすこと。

ア 対象者の要件については、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 移住者等であること。

(イ) 賃貸住宅に居住している町民である者

(ウ) 二世帯以上が同居している世帯から独立する町民である者

イ 空き家の賃借に関する要件については、認定申請前に、空き家の賃貸人から改修等実施の承諾を得るとともに、必要な契約の締結や合意書の取り交わし等を行うこと。

ウ 移住等に関する要件については、次の（ア）から（ウ）に掲げる場合に応じた要件を満たすこと。

(ア) 申請時点で、本町への移住後であり、既に本町に居住している場合

次のa及びbに該当すること。

a 本町に住民票を移す直前に、連続して3年以上、福島県以外の地域に在住していたこと。

b 本町への転入後1年以内であること。

(イ) 申請時点で、本町での二地域居の開始後であり、既に本町で二地域居住している場合は、次のa及びbに該当すること。

a 本町で二地域居住を開始する直前に、連続して3年以上、福島県以外の地

域に在住していたこと。

b 本町での二地域居住の開始後 1 年以内であること。

(ウ) 申請時点で本町に居住（二地域居住含む）していない場合は、次のa及びbに該当すること。

a 申請する直前に、連続して 3 年以上、福島県以外の地域に在住していること。

b 第 7 条の規定による認定日から起算して 1 年を経過する日までに本町に転入（住民票の異動）または本町での二地域居住を開始することを確認すること。

エ 就業に関する要件については、次の（ア）から（オ）の全てに、交付要綱第 7 条の規定による認定日から起算して 1 年を経過する日までに該当することを確認すること。

（ア）週 20 時間以上の無期雇用契約を法人等と契約していること、または、自ら事業（一次産業を含む）を営んでいること。

（イ）申請時に就業の実態を確認できること。

（ウ）国家公務員又は地方公務員、独立行政法人職員、国又は地方自治体の行政機関に就業していないこと。

（エ）転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではないこと。

（オ）暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する業務でないこと。

オ その他の要件については、次の（ア）から（カ）の全てに該当すること。

（ア）自らの意思で、対象工事等を行った空き家に賃貸空き家改修等支援金の交付申請日から 2 年以上継続して居住し、移住者等の場合は就業することを確認すること。

（イ）申請者及び同居する世帯員のいずれもが、町税等を滞納していないこと。

（ウ）過去に賃貸空き家改修等支援金及び川俣町空き家改修等支援金（福島県外からの移住者）交付要綱（令和 4 年川俣町告示第 39 号）に基づく支援金の交付を受けた者ではないこと（過去にそれらの支援金の交付を受け返還命令の対象となった者、虚偽の申請等が判明した者を含む。）。

(エ) 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(オ) 日本人であるまたは外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(カ) その他、町長が賃貸空き家改修等支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 対象工事等に関する要件については、次のアからエの全てに該当すること。

ア 第7条の認定を受けた後に対象工事等の契約を行い、着工・着手するものであり、かつ、原則として、交付申請年度の2月15日までに竣工・完了するものであること。

イ 住宅の用に供する部分は、居室のほか、生活に必要な水廻り（台所、浴室、トイレ）を備えていること。

ウ 対象工事等を行う空き家が建築基準法等の関係法令に違反していないこと。

エ 対象工事による改修部分の所有権は、認定申請者の内、空き家の賃貸人に帰属すること。

(認定申請)

第6条 認定申請者は、対象工事等の契約・着工・着手前に、川俣町賃貸空き家改修等支援金認定申請書（第1号様式）に別表1に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。なお、認定申請は、空き家の賃借人及び空き家の賃貸人が共同で行うものとする。

(認定及び通知)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、川俣町賃貸空き家改修等支援金認定通知書（第2号様式）により認定申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の認定をする場合において、必要に応じて条件を付することができる。

(認定の変更等)

第8条 前条の規定により賃貸空き家改修等支援金の認定を受けた者（以下、「支援金認定者」という。）は、認定された内容を変更しようとする場合には、川俣町賃貸空き家改修等支援金変更認定申請書（第3号様式）を町長に提出し、その承認を

受けなければならない。

- 2 町長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて認定の内容を変更または条件を付することができる。
- 3 支援金認定者は、認定を受けた対象工事等（以下、「支援金認定事業」という。）を中止または廃止しようとする場合には、川俣町賃貸空き家改修等支援金中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を町長に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 町長は、前項による承認をしたときは、前条による認定の全部または一部を取消、または変更することができる。

（認定申請の取下げ）

第9条 支援金認定者は、第7条の通知に係る認定の内容またはこれに付された条件に対して不服があるときは、認定申請を取下げることができる。

- 2 前項の取下げを行うときは、第7条による認定を受けた日から起算して15日以内に、川俣町賃貸空き家改修等支援金取下申請書（第5号様式）を町長に提出するものとする。

（遅延等の報告）

第10条 支援金認定者は、支援金認定事業が予定の期間内に完了することができな
いと見込まれるときまたは支援金認定事業の遂行が困難となったときは、速やかに、
川俣町賃貸空き家改修等支援金に係る事業遅延等報告書（第6号様式）による遅延
等報告書を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第11条 支援金認定者は、支援金認定事業の遂行及び支出状況について町長から報
告を求められたときは、速やかに、川俣町賃貸空き家改修等支援金遂行状況報告書
（第7号様式）による遂行状況報告書等の書類を提出しなければならない。

（交付申請）

第12条 支援金認定者は、支援金認定事業が完了したときは、支援金認定事業によ
り改修等した空き家への入居後、川俣町賃貸空き家改修等支援金交付申請書兼実績
報告書（第8号様式）に別表2に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
い。

- 2 支援金認定者が第5条に基づき行った認定申請において、支援金認定者の内、空

き家の賃借人が、同条第1号のウの（ウ）のbまたは同号のエに定める確約をしたときは、前項の提出は、当該空き家の賃借人が当該確約の内容をすべて満たした上で行うものとする。

3 前項に定める場合において、支援金認定事業の完了の日が、当該確約の内容をすべて満たした日より前の日であるときは、当該確約の内容をすべて満たした日を支援金認定事業の完了の日とみなす。

4 第1項の規定による提出は、第7条の規定による認定日から起算して1年を経過する日までに行うものとする。

（交付決定の通知）

第13条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その申請書に係る支援金認定事業の結果が認定の内容、並びに第8条に基づく承認をしたときは、その承認された内容及びこれに付した条件に適合しているかを審査するとともに、交付の可否を決定し、交付決定するときは、交付すべき空き家改修等支援金の額を確定し、不交付決定とするときは、その理由を明記し、川俣町賃貸空き家改修等支援金交付決定兼確定通知書（第9号様式）により交付申請を行った者に通知するものとする。

2 町長は、前項の交付決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができる。

（請求及び交付）

第14条 賃貸空き家改修等支援金の交付決定を受けた者（以下、「交付決定者」という。）は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに川俣町賃貸空き家改修等支援金請求書（第10号様式）を町長へ提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに、交付決定者の内、空き家の賃借人に賃貸空き家改修等支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 町長は、交付決定者が交付決定の内容若しくはこれに付した条件またはこの要綱若しくは関係法令に違反したときは、交付の全部または一部を取り消し、交付した賃貸空き家改修等支援金の全部または一部を返還させることができる。

2 町長は、虚偽の申請その他不正の手段により賃貸空き家改修等支援金の交付決定

を受けたこと等が明らかとなったときは、交付の全部または一部を取り消し、交付した賃貸空き家改修等支援金の全部または一部を返還させることができる。

(返還制度)

第16条 町長は、前条に定める場合のほか、次の各号のいずれかの要件に該当する者に対し、既に賃貸空き家改修等支援金が交付されているときは、期限を付して、当該支援金の全部または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 移住者が、賃貸空き家改修等支援金の交付申請日から2年以内に、本町から転出したまたは支援金対象事業により改修等した空き家から転居した場合
- (2) 移住者等が、賃貸空き家改修等支援金の交付申請日から1年以内に、賃貸空き家改修等支援金の要件を満たす職を辞した場合
- (3) 二地域居住者が、賃貸空き家改修等支援金の交付申請日から2年以内に、改修等した空き家での二地域居住を終了した場合。ただし、二地域居住を終了すると同時に、住民票の異動を伴い本町に転入し、主たる生活拠点を本町に構えた場合を除く。
- (4) 虚偽の申請であることや、居住（二地域居住含む）の実態がないこと等が明らかとなった場合

2 返還の対象となる金額は別表3に定める金額とする。

3 町長は、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると認めた場合は返還額の全部または一部を免除することができる。

4 町長は、第1項に基づく返還を命ずるときは、その命令に係る賃貸空き家改修等支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

5 第1項に基づく賃貸空き家改修等支援金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の管理)

第17条 交付決定者の内、空き家の賃貸人は、支援金対象事業により取得しまたは効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）について、取得財産等管理

台帳（令和 年度）（第 1 1 号様式）を備え、管理しなければならない。

- 2 交付決定者の内、空き家の賃貸人は、支援金対象事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、賃貸空き家改修等支援金の交付目的に従ってその活用を図らなければならない。

（財産の処分の制限）

第 1 8 条 規則第 1 8 条第 1 項ただし書に規定する町長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

- 2 交付決定者の内、空き家の賃貸人は、前項に定める期間内に、取得財産等を他の用途に使用若しくは譲り渡し、他の物件と交換または債務の担保に供しまたは取り壊す等する（以下、「取得財産等の処分」という。）ときは、川俣町賃貸空き家改修等支援金（福島県外からの移住者等）に係る取得財産等の処分承認申請書（第 1 2 号様式）により町長の承認を受けなければならない。

- 3 交付決定者の内、空き家の賃貸人は、賃貸空き家改修等支援金事業実施期間中に取得財産等があったときは、第 1 2 条に定める申請書に取得財産等明細書（令和 年度）（第 1 3 号様式）の取得財産等明細表を添付するものとする。

- 4 交付決定者の内、空き家の賃貸人は、取得財産等の処分により収入があるときまたはあると見込まれるときは、川俣町賃貸空き家改修等支援金に係る財産処分による収入金報告書（第 1 4 号様式）により収入金報告書を町長に提出しなければならない。その場合、町長は、その収入の全部または一部を納付させることができる。

（会計帳簿等の整備等）

第 1 9 条 交付決定者の内、空き家の賃借人は、賃貸空き家改修等支援金の申請に関する証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を支援金対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

- 2 交付決定者の内、空き家の賃貸人は、賃貸空き家改修等支援金の申請に関する証拠書類の写しを整理し、かつ、これらの書類を支援金対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（報告及び立入調査）

第 2 0 条 町長は、賃貸空き家改修等支援金の交付について適正を期するために必要

があると認めたときは、交付決定者に対して居住実態や就業状況（移住者等に限る）等に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（現況の報告）

第21条 交付決定者の内、空き家の賃借人は、賃貸空き家改修等支援金の交付申請日から2年を経過する日までの間、当該日から1年ごとに、4月1日現在の継続居住及び就業の事実（移住者等に限る）について、5月31日までに川俣町賃貸空き家改修等支援金現況届（第15号様式）により町長に報告しなければならない。

2 交付決定者の内、いずれかの者は、交付申請日から2年を経過後、10年を経過する日までの間、当該日から1年ごとに、4月1日現在の支援金対象事業により改修等した空き家について、善良な管理者の注意をもって管理し、支援金の交付の目的に従ってその効率的運用を図っている事実について、5月31日までに川俣町賃貸空き家改修等支援金現況届（第15号様式）により町長に報告しなければならない。

（転出・転居等の報告）

第22条 交付決定者の内、空き家の賃借人は、賃貸空き家改修等支援金の交付申請日から10年を経過する日までの間に、本町から転出しようとする場合、支援金対象事業により改修等した空き家から転居しようとする場合、支援金対象事業により改修等した空き家での二地域居住を終了する場合は、転出・転居先等報告書（第16号様式）により町長に報告しなければならない。

附 則

この告示は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年2月1日から施行する。

別表1 認定申請書の添付書類

- | |
|-----------------------|
| ①事業計画書（第17号様式） |
| ②空き家の現況等が分かる写真（外観、内観） |
| ③空き家の賃貸借契約書及び合意書等の写し |
| ④空き家所有者の改修等に係る承諾書等の写し |

- ⑤改修等に係る見積書の写し
- ⑥改修等に係る部位を明記した図面
- ⑦空き家の賃借人及び賃貸人それぞれの写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）のコピー
- ⑧移住元の住民票の除票の写し（移住者であって、申請時点で本町への移住後であり、既に本町に居住している場合のみ。移住元での在住地、在住期間を確認できる書類。）
- ⑨移住元または二地域居住元の住民票の写し（移住者等である場合のみ。移住者にあつては、申請時点で本町への移住前である場合のみ。移住元または二地域居住元での在住地、在住期間を確認できる書類。）
- ⑩（二地域居住者で、申請時点で、本町での二地域居住の開始後であり、既に本町で二地域居住している場合）公共料金（水道、ガス等）契約書及び利用状況が分かる書類等、二地域居住の始期及び二地域居住をしていることが分かる書類の写し
- ⑪（賃貸住宅に居住している場合）現在の賃貸借契約書の写し
- ⑫賃貸空き家改修等支援金の認定申請に関する確約書（第１８号様式）
- ⑬賃貸空き家改修等支援金の認定申請に関する誓約事項（第１９号様式）
- ⑭賃貸空き家改修等支援金に係る個人情報の取扱い同意書（第２０号様式）
- ⑮その他町長が必要と認める書類

別表２ 交付申請書の添付書類

- ①改修等の契約書及び領収書の写し
- ②改修等を実施した部位を明記した平面図
- ③改修等の内容が分かる写真
※着手前・施工中・完了時それぞれの写真を添付すること。
- ④（移住者等の場合で、テレワーク以外で法人等へ就業している場合）就業先法人の就業証明書（第２１号様式）
- ⑤（移住者等の場合で、テレワークで法人等へ就業している場合）就業先法人の就業証明書（テレワーク）（第２２号様式）
- ⑥（移住者等の場合で、法人等へ就業している場合）健康保険証又は雇用保険証のコピー
- ⑦（移住者等の場合で、自ら事業を営んでいる場合）自ら事業を営んでいることが分

かる資料 ⑧（二地域居住者で、認定申請時点で本町に二地域居住していない場合）公共料金（水道、ガス等）契約書及び利用状況が分かる書類等、二地域居住の始期及び二地域居住をしていることが分かる書類の写し ⑨その他町長が必要と認める書類

別表 3 返還を命ずる額

返還発生の要因	返還を命ずる額
虚偽の申請等が明らかとなった場合	交付額の全額
賃貸空き家改修等支援金の交付申請日から2年以内に、本町から転出した、または、支援金対象事業により改修等した空き家から転居した場合（二地域居住者を除く）	交付額の全額
移住者等が、賃貸空き家改修等支援金の交付申請日から1年以内に賃貸空き家改修等支援金の要件を満たす職を辞した場合	交付額の全額
二地域居住者が、賃貸空き家改修等支援金の交付申請日から2年以内に、改修等した空き家での二地域居住を終了した場合。ただし、二地域居住を終了すると同時に、住民票の異動を伴い本町に転入し、主たる生活拠点を本町に構えた場合を除く。	交付額の全額

※1 居住や二地域居住、就業の実態がないこと等が明らかとなった場合は、別表3に関わらず返還を求める場合がある。

※2 複数の要因に該当する場合は、いずれか最大の額を適用する。